

私道整備事業助成金交付制度の概要

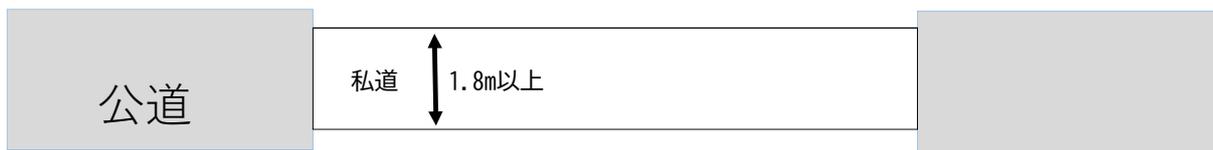
市民の皆さまが、私道の舗装工事（当該工事と併せて行う側溝、浸透ますその他排水のための設備設置工事を含む）をする際に、下記の条件を満たす場合は、工事費の一部助成を受けられます。

（助成額） 予算の範囲内において、工事に要した費用又は市の積算基準に基づき算出した額のうち少ない方の2分の1

- （条件）
- 1 整備する私道が公道と接していて、10年以上一般交通の用に供されていること
 - 2 整備する私道の幅員が、すべて1.8m以上あること
 - 3 公道から公道へ通じる私道又は、袋路地状の私道で整備する延長が35m以上あり所有者のとなる住宅・店舗・事務所が3軒以上あること
 - 4 工事は、要項にある基準を満たすものであること
 - 5 助成金の交付申請及び交付決定通知書を受領してから着工すること
 - 6 その他

（参考）

例：公道から公道へ通じる私道の場合（条件3関連）



例：袋路地状の私道の場合（条件3関連）

